

居 宅 介 護 重 要 事 項 説 明 書

令和 7 年 4 月 1 日現在

1. 事業者が提供する役務についての相談窓口

電話 0 2 4 4 - 2 4 - 3 8 7 0 (午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分まで)
 担当 福島 祐子 (管理者兼サービス提供責任者)
 庄司 亜紀子 (サービス提供責任者)

* ご不明な点は、なんでもご相談ください。

2. 指定居宅介護事業所 南相馬市社会福祉協議会の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	指定居宅介護事業所 南相馬市社会福祉協議会
所在地	南相馬市原町区小川町 3 2 2 番地の 1
事業所指定番号	居宅介護 (福島県) (0 7 1 1 2 0 0 0 2 2)
サービスを提供する地域	南相馬市

* 上記地域以外の方でも希望のある方は相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容	計
管 理 者	介護福祉士	1		統轄管理	1
サービス提供責任者	介護福祉士	5		計画作成	5
サービス提供責任者	看護師	1		請求管理	1
従 事 者	介護福祉士 (看護師含む)	7	8	居宅介護	1 6
	ヘルパー 2 級資格終了者	0	4	居宅介護	4

* 従事者が主に居宅介護を提供します。

(3) 営業時間

	通常時間帯 8:00~	早朝時間帯 6:00~	夜間時間帯 18:00~	深夜時間帯 22:00~	備 考
平 日	○	○	○	○	
土・日・祝祭日	○	○	○	○	

* 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介護…上肢に障害があり自力で食事摂取ができない場合、食事を給仕します。
- ・入浴介護…下肢または体幹障害があり自力移動ができない場合、家庭での入浴を介助します。シャワー浴の場合もあります。
- ・排泄介護…下肢または体幹障害があり自力移動ができない場合、便所または簡易便所への移動をします。おむつ使用の場合は交換をします。
 * 摘便行為は医療行為につきできません。訪問看護を利用ください。
- ・清 拭…体幹障害があり自力移動ができない場合、身体を拭きます。
- ・体位変換…体幹障害があり自力移動ができない場合、適時に身体の向きを換えます。
- ・そ の 他…上記外のサービスもありますので相談ください。(医療行為は除く。)

(2) 家事援助

- ・買物…日用品、食材料等の買物を支援します。
- ・調理…食材の調理を支援します。味付は好みがありますので一緒に行ってください。
- ・掃除…日常使用の居室を掃除します。
- ・洗濯…日常使用の衣類を洗濯します。
- ・その他…上記外のサービスもありますので相談ください。

(3) 行動援護

- ・通院や買物等の随行を行います。

(4) その他

- ・介護相談…介護で悩んでいるときは相談ください。他の支援策も考えます。

4. 利用料金

(1) 利用料

市町村長が定めた負担上限額の範囲内、原則として基本料金【料金表】により南相馬市長が定めた額となります。給付の範囲を超えた利用料についてはサービス支給限度内であれば、公費負担となり、支給限度額以上は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金・昼間帯】

居宅介護（身体）	30分未満	30分 ～1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間30分～ 2時間未満
	2,560円	4,040円	5,870円	6,690円
居宅介護（家事）		45分 ～1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	
		1,970円	2,750円	

- * 初回加算としてサービス提供責任者が、初回訪問若しくは他の訪問介護員が訪問を行う際に同行訪問をした場合、200円請求させていただきます。
- * 緊急時の対応加算として月100円加算させていただきます。
- * 処遇改善加算（34.7%）を、加算率に乗じた単位数で算定となります。
- * 基本料金に対し、早朝（午前6時～）・夜間（午後10時まで）帯は25%増し、深夜（午後10時～）は50%増しの料金となります。
- * 上記表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅介護計画に定められた時間を基準とします
- * やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分として2倍の料金となります。（厚生労働大臣が定める要件を満たす場合に限る。）

(2) 交通費

事業所がサービスを提供するする地域(南相馬市)に居住する方は無料です。

(3) その他

- ① 利用者の居宅で、サービス提供のため使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。
- ② 料金の支払いについては、毎月20日までに前月分の請求をします。月末までに現金・振込み・口座引落のいずれかでお支払いください。現金にてお支払をいただいた場合は、領収証を発行します。

5. サービスの提供方法

(1) サービスの利用開始

電話で申込みください。事業所の職員が訪問いたします。

居宅介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書で申し出てください。

- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が福祉施設等に入所した場合
- ・障害者総合支援法によるサービスを受けていた利用者の認定が取消し又は否決された場合
- ・利用者が死亡した場合

④ その他

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や親族等に対して社会通念を逸脱する行為があった場合、または倒産した場合、利用者は文書で解除通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3月以上遅延滞納し、催告にも従わず7日以内に支払われない場合、または利用者や親族等が事業所ならびにサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為があった場合は、文書で通知することにより直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

6. 事業所の居宅介護の特徴

(1) 運営の方針

事業所では、利用者等の特性を踏まえ、残有する能力を衰退させないように配慮し、自立した生活が営むことができるよう、保健、医療、福祉関連サービスと連携をはかりながら要望に沿ったサービスを提供します。

(2) 居宅介護の実施概要等

事業所では、居宅介護計画を作成し、利用者または親族の了承を得てからサービスの提供を行います。

7. 緊急時の対応

事業所のサービス従事者が、サービス提供中に利用者の容体に急変があった場合は、主治医親族等へ連絡します。急を要する場合には、救急により搬送する場合があります。

(1) 主治医

・病院名 電話
・医師名 Dr

(2) 親族等

・氏名 電話

8. 事故発生時の対応

事業所のサービス従事者が、サービス提供中に発生した物損事故については、事業所において速やかに対応し、重大な人身事故については、関係行政機関に報告するものとします。

9. 損害賠償

事業者は、サービス提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により、発生した自己の損害について賠償します。ただし、過失相殺が生じる場合には過失割合によるものとします。

10. サービス内容に関する苦情

- (1) 事業所の居宅介護に関し、居宅介護計画にもとづき提供している各サービスについての、相談・苦情は下記まで連絡ください。 電話 24-3870

南相馬市社会福祉協議会

受付担当者 庄司亜紀子 高松 英樹 (サービス提供責任者)

解決責任者 福島 祐子 (管理者)

(2) 事業所以外に、下記においても相談・苦情を受付けています。

南相馬市役所 電話 24-5334 (健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係)

鹿島区役所 電話 46-2114 (健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係)

1.1. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし			

1.2. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者	職種: 管理者 氏名: 福島 祐子
-------------	-------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 本会の概要

設置者 社会福祉法人
南相馬市社会福祉協議会
代表者 会長 佐藤 正彦
所在地 南相馬市原町区小川町322番地の1

事業所 居宅介護 1) 南相馬市社会福祉協議会
電話 24-3870
生活介護 1) すみれデイサービス
電話 46-1277
2) あすなろデイサービス
電話 44-1330

【説明確認欄】

令和 6年 月 日

居宅介護の提供にあたり、契約書ならびに前述のとおり重要事項を説明しました。

所在地 南相馬市原町区小川町322番地の1
指定居宅介護事業所
事業者名称 南相馬市社会福祉協議会

代表者 管理者 福島 祐子 印

説明者 職名 サービス提供責任者

氏名 福島 祐子 印

契約書および本説明書により、居宅介護について重要事項の説明を受け同意しました。

住所

利用者

氏名 印

住所

代理人

氏名 印

続柄 ()

覚 書

様（以下「利用者」という。）と指定居宅介護事業所南相馬市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）との間で、令和7年 月 日に締結した居宅介護利用契約書第10条（守秘義務）について、消費者契約法（平成13年4月1日法律61号施行）及び、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律57号）に準拠し、詳細について下記のとおり定めることに、当事者双方異議なく同意しました。

記

- 1 利用者および親族等は、利用者に対する介護サービスの提供に必要な範囲で、サービス担当者会議および調整会議等に個人情報を用いることに同意します。ただし、個人情報を用いる場合には、事前に利用者および親族等の承諾を得るものとし以下同様とします。
- 2 利用者および親族等は、サービス提供責任者が介護予防計画を作成するにあたり必要な場合には、主治医等の意見を求めることに同意します。
- 3 利用者および親族等は、介護サービスの資質の向上を目的とした第三者評価機関等による審査のために、個人情報を用いることに同意します。
- 4 事業所の従事者は、知り得た利用者および親族等に関する個人情報を、上記以外に用いることはなく、居宅介護利用契約が終了した後も継続いたしません。
- 5 利用者またはその親族たる代理人、補助人、保佐人、後見人およびそれぞれの監督人は、本書を取り交わした記載事項に錯誤または誤認があり不利益を受けると認められる場合は、いつでも申し出ることにより本約定を取消することができます。

上記のとおり令和7年 月 日に利用者の居宅においてこの覚書を作成し当事者双方とも同意したので、下記に署名押印しそれぞれ1通を保有する。

令和 7年 月 日

住 所 南相馬市原町区小川町322番地の1
事業者 名 称 指定居宅介護事業所
代表者名 南相馬市社会福祉協議会
管理者 福島 祐子 印

職 名 サービス提供責任者
説明者 氏 名 福島 祐子 印

住 所
利用者 氏 名 印

利用者 住 所
の親族
(代理人) 氏 名 印

続柄 ()